

地震防災対策特別措置法の概要(公立学校関係)

参考2

公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ

(幼、小中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(幼・小・中))

- **Is値0.3未満の補強**(原則: 1/3 → **嵩上げ後: 2/3**)
- **Is値0.3以上の補強**(原則: 1/3 → **嵩上げ後: 1/2**)
- **Is値0.3未満の改築**(原則: 1/3 → **嵩上げ後: 1/2**)

※Is値0.3以上の嵩上げ措置は、小中学校、中等教育学校(前期課程)に限る。
※改築は、コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行うものに限る。

※幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園については、予算上の措置により、幼稚園と同等の内容となる。

公立学校施設の耐震診断の実施と結果の公表

- **耐震診断の実施**を地方公共団体に義務付け
＜対象となる学校種＞
当該地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、
中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部
- **耐震診断の結果の公表**も地方公共団体に義務付け(各建物ごと)

※Is値について

Is値とは・・・「構造耐震指標」
⇒ 建物の構造的な耐震性能を評価する指標。
Is値が大きいほど耐震性が高い。

0.3未満	大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する 危険性が高い (注1)大規模な地震・・・震度6強以上の地震
0.3以上～0.6未満	大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する 危険性がある (注2)Is<0.6の建物(学校も含む)については、耐震改修促進法により、耐震改修を行う努力義務が課されている。
0.6以上	大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する 危険性が低い (注3)学校施設については、児童生徒の安全を特に考慮し、 0.6≤Is<0.7の建物についても、国庫補助の対象としている。